

政令第 号

建築士法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十二号）の施行に伴い、及び建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三の三第四項において準用する同法第二十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築士法施行令の一部改正）

第一条 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第二条中「第十条の二第五項」を「第十条の二の二第六項」に改める。

第七条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、法第二十二条の三の三第一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、前二項中「建築士」とあるのは「設計受託契

約又は工事監理受託契約の当事者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。

第八条を削る。

第九条中「第十三条」を「第十二条」に改め、同条を第八条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第一号中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

附 則

この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年六月二十五日)から施行する。

理由

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴い、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る設計受託契約等に係る情報通信の技術を利用する方法を定める等の必要があるからである。